

令和2年

第18回教育委員会会議

議案第36号

秋田県教育委員会

## 議案第36号

令和3年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

令和3年度秋田県教育委員会定期人事異動方針を別紙のとおり決定する。

令和2年10月8日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

令和3年度秋田県教育委員会定期人事異動を実施するに当たり、異動方針を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 令和3年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）

令和2年10月8日  
秋田県教育委員会

令和3年度定期人事異動については、「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）

##### ① 積極的な人事交流

学校経営の活性化、教職員の資質能力の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流並びに他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。

##### ② 管理職等の適正配置

学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げる観点から、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。

##### ③ 教職員の適正な人員配置

教職員が能力を最大限に発揮できるような勤務環境に配慮しながら、教職員の適正な人員配置及び地域間・学校間における均衡を図る。

##### ④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

※ なお、市町村立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、次の点に留意し、市町村教育委員会との連携を図る。

(7) 市町村教育委員会が主体性を発揮し、より責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう配慮する。

(4) 学校における働き方改革の観点から、市町村教育委員会が取り組む業務改善や、教職員の意欲と能力を最大限発揮できる勤務環境の整備を支援する。

#### (2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員

##### ① 積極的な人事交流等

行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、人事交流や職員派遣を積極的に行う。

##### ② 管理職等の適正配置

教職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。

##### ③ 適正な人員配置

各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、学校においては、事務職員が学校運営に主体的に関わりながら、事務・事業を適正かつ効率的に実施するための人員配置を行う。

##### ④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

## 2 実施方針

- (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）
  - ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
  - ② 教職員の配置に当たっては、地域間・学校間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、全県的視野に立った広域交流を行う。
  - ③ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校との間で校種間の交流を行う。
  - ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
  - ⑤ 天災等の緊急時に迅速に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
  - ⑥ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、教職員の組織管理や勤務時間管理、健康安全管理等をはじめとするマネジメント能力を備えた意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
  - ⑦ 新規採用者については、初任者研修の実施や地域間・学校間の教職員の構成等を考慮し、配置する。
  - ⑧ 教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。
- ※ なお、市町村立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。
  - (ア) 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
  - (イ) 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるよう配慮する。
  - (ウ) 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。
- (2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員
  - ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
  - ② 学校に勤務する事務職員にあっては、総務・財務等の専門性を発揮できるよう配慮するとともに、会計事務、契約事務等の適正執行に留意した人員配置とする。
  - ③ 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び義務教育学校並びに知事部局等との間において人事交流を行うとともに、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
  - ④ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。
  - ⑤ 新規採用者については、職員の構成等を考慮し、配置する。
  - ⑥ 教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

## 人事異動方針 新旧対照表

令和3年度 人事異動方針（案）	令和2年度 人事異動方針（案）
<p><b>令和3年度</b>定期人事異動については、「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）</p> <p>① 積極的な人事交流 学校経営の活性化、教職員の資質能力の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流並びに他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げる観点から、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。</p> <p>③ 教職員の適正な人員配置 教職員が能力を最大限に発揮できるような勤務環境に配慮しながら、教職員の適正な人員配置及び地域間・学校間における均衡を図る。</p> <p>④ 家庭生活と仕事の両立支援 育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> <p>※ なお、市町村立小、中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、次の点に留意し、市町村教育委員会との連携を図る。</p> <p>(7) 市町村教育委員会が主体性を発揮し、より責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう配慮する。</p> <p>(4) 学校における働き方改革の観点から、市町村教育委員会が取り組む業務改善や、教職員の意欲と能力を最大限発揮できる勤務環境の整備を支援する。</p> <p>(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員</p> <p>① 積極的な人事交流等 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、人事交流や職員派遣を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 教職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。</p>	<p><b>令和2年度</b>定期人事異動については、「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）</p> <p>① 積極的な人事交流 学校経営の活性化、教職員の資質能力の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流並びに他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げる観点から、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。</p> <p>③ 教職員の適正な人員配置・<b>均衡</b> 教職員が能力を最大限に発揮できるような勤務環境に配慮しながら、教職員の適正な人員配置及び地域間・学校間における均衡を図る。</p> <p>④ 家庭生活と仕事の両立支援 育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> <p>※ なお、市町村立小、中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、次の点に留意し、市町村教育委員会との連携を図る。</p> <p>(7) 市町村教育委員会が主体性を発揮し、より責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう配慮する。</p> <p>(4) 学校における働き方改革の観点から、市町村教育委員会が取り組む業務改善や、教職員の意欲と能力を最大限発揮できる勤務環境の整備を支援する。</p> <p>(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員</p> <p>① 積極的な人事交流等 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、人事交流や職員派遣を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 教職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。</p>

## 人事異動方針 新旧対照表

## ③ 適正な人員配置

各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、学校においては、事務職員が学校運営に主体的に関わりながら、事務・事業を適正かつ効率的に実施するための人員配置を行う。

## ④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

## 2 実施方針

## (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、地域間・学校間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校との間で校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に迅速に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、教職員の組織管理や勤務時間管理、健康安全管理等をはじめとするマネジメント能力を備えた意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑦ 新規採用者については、初任者研修の実施や地域間・学校間の教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑧ 教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

※ なお、市町村立小、中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。

- (ア) 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- (イ) 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるよう配慮する。
- (ウ) 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

## (2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、

## ③ 適正な人員配置

各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、学校においては、事務職員が学校運営に主体的に関わりながら、事務・事業を適正かつ効率的に実施するための人員配置を行う。

## ④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

## 2 実施方針

## (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。以下(1)において同じ。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、地域間・学校間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に迅速に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、教職員の組織管理や勤務時間管理、健康安全管理等をはじめとするマネジメント能力を備えた意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑦ 新規採用者については、初任者研修の実施や地域間・学校間の教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑧ 教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

※ なお、市町村立小、中学校及び義務教育学校の教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。

- (ア) 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- (イ) 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
- (ウ) 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

## (2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、

## 人事異動方針 新旧対照表

異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。

- ② 学校に勤務する事務職員にあつては、総務・財務等の専門性を発揮できるよう配慮するとともに、会計事務、契約事務等の適正執行に留意した人員配置とする。
- ③ 教育庁等、県立学校、市町村立小、中学校及び義務教育学校並びに知事部局等との間において人事交流を行うとともに、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
- ④ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。
- ⑤ 新規採用者については、職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑥ 教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。

- ② 学校に勤務する事務職員にあつては、総務・財務等の専門性を発揮できるよう配慮するとともに、会計事務、契約事務等の適正執行に留意した人員配置とする。
- ③ 教育庁等、県立学校、市町村立小、中学校及び義務教育学校並びに知事部局等との間において人事交流を行うとともに、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
- ④ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。
- ⑤ 新規採用者については、職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑥ 教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。